

# よつかいどう市

四街道市商工会広報委員会  
四街道市鹿渡895-14  
TEL.043(422)2037  
FAX.043(423)6941  
URL <https://yotsukaido.or.jp>

# 商工会

2026年152号

だより

## よつかいどう法律事務所

TEL.043-310-5133 <http://www.yotsukaido-lo.jp>  
千葉県弁護士会所属 所長弁護士 松田和哲 弁護士 安藤なつき  
四街道市四街道1-7-9 中島ビル3階 (四街道駅北口徒歩3分)

自家とう精の美味しい米を売る店 米穀・灯油・LPガス・ガス器具  
**(有)山本産業** TEL (422)2620(代)  
FAX (422)9069

東京ガス・四街道市上下水道指定工事店 四街道1511-19 松並木通り

謹賀新年  
令和8年 元旦

会員の皆様には商工会事業に御支援、  
御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
本年もよろしくお願ひいたします。



## 確定申告を行っているみなさまへ 今年の確定申告はいつもと違います！

令和7・8年の確定申告において、「基礎控除」「給与所得控除」の見直しに加え、「特定親族特別控除」が新たに創設されました。変更内容は以下の通りになります。

### 【基礎控除の見直し】

合計所得金額に応じた基礎控除額は次のように変更されます。

(※かっこ内は収入が給与のみの場合のおおよその収入金額です。)

合計所得金額	参考:給与収入	基礎控除額
132万円以下	(200万3,999円以下)	95万円
336万円以下	(475万1,999円以下)	88万円
489万円以下	(665万5,556円以下)	68万円
655万円以下	(850万円以下)	63万円
2,350万円以下	(2,545万円以下)	58万円

※合計所得金額2,350万円を超える場合は基礎控除額に改正はありません。

### 【給与所得控除の見直し】

給与収入金額が190万円以下のとき、給与所得控除額が一律「65万円」に改正されました。

※給与収入金額が190万円を超える場合は、給与所得控除額の改正はありません。

### 【特定親族特別控除の創設】

特定親族とは次の条件をすべて満たす親族が対象です。

- 生計を一にする19歳以上23歳未満（年末時点）の親族
- 合計所得金額が58万円超123万円以下
- 配偶者・青色事業専従者給与の支払いを受ける人・白色事業専従者を除く  
※里子も対象に含まれます。

控除を受ける場合の気を付けるポイント

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合、給与支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

